

特徴

東日本大震災や大規模な経済危機や災害等の被害を受けた方に

危機対応

ご利用いただける方

東京都中小企業制度融資の融資対象の基本要件を満たす中小企業者又は組合で、次のいずれかに該当する方

- (1) 東日本大震災復興緊急保証に係る区市町村長等の認定等（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 128 条に係る認定等）を受けた方
- (2) 危機関連保証に係る区市町村長の認定（信用保険法第 2 条第 6 項に係る認定）を受けた方

融資条件

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）
融資利率（年率）	3 年以内 1.5%以内 3 年超 5 年以内 1.6%以内 5 年超 7 年以内 1.8%以内 7 年超 2.0%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
信用保証料補助	信用保証料の 2 分の 1。ただし、ご利用いただける方（2）は全額
必要書類	東京都中小企業制度融資の申込みに必要な共通書類のほか、区市町村長等の認定書等（東日本大震災法第 128 条に係る認定等）又は区市町村長の認定書（信用保険法第 2 条第 6 項に係る認定）
その他	ご利用いただける方の（1）の場合は、令和 2 年 3 月 31 日までに貸付実行することが必要です。 ご利用いただける方の（2）の場合は、危機指定期間内に貸付実行することが必要です。

< 融資の流れ >

